	二　個人ばく露測定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　行うことができる個人ばく露測定講習 四　登録した年月日		
第一条の二の四十四の二十二の規定による第一条の二の四十四の十九第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更する年月日		
第一条の二の四十四の二十二の規定による第一条の二の四十四の十九第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称 二　変更前及び変更後の個人ばく露測定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 三　変更する年月日		
第一条の二の四十四の二十四の規定による届出があつたとき。	一　個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　休止し、又は廃止する個人ばく露測定講習の業務の範囲 三　個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間		
第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個人ばく露測定講習の範囲及びその期間		
前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二　行うものとする個人ばく露測定講習の業務の範囲及びその期間		